

平成28年度塩竈市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度塩竈市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	123 床
療 養 病 床	38 床
計	161 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	55,208 人
外 来	67,143 人
計	122,351 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	151.3 人
外 来	276.3 人
計	427.6 人
(4) 主 要 な 建 設 改 良	
医 療 器 械 購 入	68,800 千円
施 設 改 良 費	201,020 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	病院事業収益	2,951,956	千円
第1項	医業収益	2,665,577	千円
第2項	医業外収益	285,379	千円
第3項	特別利益	1,000	千円
		支 出	
第1款	病院事業費用	2,909,858	千円
第1項	医業費用	2,868,786	千円
第2項	医業外費用	40,072	千円
第3項	特別損失	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 56,095千円は、当年度分損益勘定留保資金 56,095千円で補てんするものとする)。

		収 入	
第1款	資本的収入	299,140	千円
第1項	他会計補助金	34,340	千円
第2項	企業債	264,800	千円
		支 出	
第1款	資本的支出	355,235	千円
第1項	建設改良費	274,516	千円
第2項	企業債償還金	59,219	千円
第3項	長期借入金償還金	21,500	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器等リース	平成29年度	230千円
公用車リース	平成29年度～平成33年度	3,000千円
医療機器整備事業	平成29年度～平成33年度	6,000千円
医事等業務委託	平成29年度～平成30年度	141,900千円
検体検査業務委託	平成29年度～平成33年度	300,000千円
給食業務委託	平成29年度～平成30年度	80,000千円
在庫管理システム運営委託	平成29年度～平成30年度	10,000千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりである。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等 整備事業	264,800千円	証書借入	4.0%以内	借入先の融資の条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り替えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項経費の金額を流用することができる場合を、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における各項間の相互流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項長期借入金償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における各項間の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|--------------|
| (1) | 職員給与費 | 1,705,151 千円 |
| (2) | 交際費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、324, 000千円と定める。

平成28年2月23日 提出

塩竈市長 佐藤 昭